障害程度基準表

1 特別障害者手当

次の①から④までのいずれか１つに該当する場合に対象となります。

① 下表の（１）から（７）までに規定する身体の障がいや病状、または精神の障がいが２つ以上存在する場合。

② 下表の（１）から（７）までに規定する身体の障がいや病状、または精神の障がいが１つ存在し、かつ、それ以外の国民年金の２級程度の障がいが２つ存在することで、合計３つの障がいが存在する場合。

③ 下表の（３）から（５）までに規定する身体の障がいが１つ存在し、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められる場合。

④ 下表の（６）から（７）に規定する病状または精神の障がいが１つ存在し、その状態が絶対安静である場合。また、精神の障がいにあっては、日常生活能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められる場合。

（１） 両眼の視力の合計が０.０４以下の場合。
（２） 両耳の聴力レベルが１００デシベル（db）以上の場合。
（３） 両上肢の機能に著しい障がいがある場合、両上肢のすべての指を欠く場合、両上肢のすべてのの指の機能に著しい障害がある場合のいずれか。
（４） 両下肢の機能に著しい障がいを有する場合、両下肢を足関節以上で欠く場合のいずれか。
（５） 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいがある場合。
（６） 身体の機能の障がいや長期にわたって安静を必要とする病状が（１）から（５）の各号に掲げるものと同程度以上と認められる状態であって、日常生活上の各種動作を自ら行うことが不可能といえる程度の場合。
（７） 精神の障がいであって、（１）から（６）の各号と同程度以上と認められる程度の場合。

2 障害児福祉手当

下表のいずれか１つに該当する場合に対象となります。

（１） 両眼の視力の合計が０.０２以下の場合。
（２） 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の場合。
（３） 両上肢の機能に著しい障がいがある場合。
（４） 両上肢のすべての指を欠く場合。
（５） 両下肢の機能が全廃となった場合。
（６） 両大腿を２分の１以上失った場合。
（７） 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいがある場合。
（８） 身体の機能の障がいや長期にわたって安静を必要とする病状が（１）から（７）の各号に掲げるものと同程度以上と認められる状態であって、日常生活上の各種動作を自ら行うことが不可能といえる程度の場合。
（９） 精神の障がいであって、（１）から（８）の各号と同程度以上と認められる程度の場合。
（10） 身体の機能の障がいや病状、または精神の障がいが重複する場合であって、その状態が（１）から（９）の各号と同程度以上と認められる程度の場合。

※ 両手当とも視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては矯正視力によって測定します。